八五八、三八六一、三八六二、三八六五の口、三八六八（次の図に示す部分に限る。）、三八九一、字雨乞山通三八六九、三八七八のイ、三八七八の口、三八七九のイ、三八七九の口、三八八二の一、三八八二の二、三八八三から三八八七まで、三八八八のイ、三八八八の口、三八八九、三八九〇、字御嶽山西沢通三八九二、三八九三、三八九四のイ、三八九四の口、三八九五、三八九六のイ、三八九六の口、三八九七、三八九八の一、三八九八のイ、三九〇二の一、三九〇二のイ、三九〇三の一、三九〇三の二、三九〇四の一、三九〇四の二、三九〇五から三九〇八まで、三九一一、三九一二の一、字猪追山通三九二二、字扇平通四〇〇七の口、四〇一〇、四〇一三、字馬放場通四〇一一、四〇一二のイの一、四〇一二のイの二、四〇一二の口、四〇一四のイ、四〇一五から四〇二〇まで、四〇二一のハ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町大字久間字城山丙三六の一、丙一三八、丙一四五、丙一五七の一、丙一五七の一〇、丙一六二の一、丙一九八の一、丙二二三、丙五二七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市餅耕地字サゝ九四の一、九五の一、九五の二、九六、九八から一〇一まで、一〇一の一、一〇一の三、一〇二、一〇二の一、三七四から三八一まで、三八二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字サゝ九五の一・九五の二・九八・九九・一〇一の三・三七六・三七七・三八〇・三八二の二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、三八一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　愛知県新城市豊栄字堀田沢一五九五の一（次の図に示す部分に限る。）、一五九九の一、一五九九の二、一六〇〇、一六〇一の一、一六〇一の二、作手木和田字谷山八の六七、八の七一、八の七三、八の七四、字前山二八の二一、二八の三五、二八の三九（次の図に示す部分に限る。）、愛郷字坂脇七、字羽鷲一の一、一の三、字谷上四六、字坪ノ口四一の一、字日景一一、布里字寺前二一から二八まで、三〇、三二から三四まで、三六、三七、四谷字弓立九三七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堀田沢一五九五の一・一五九九の一・一五九九の二・一六〇〇・一六〇一の一・一六〇一の二・字谷山八の七四・字坂脇七・字寺前二二・二三・字弓立九三七の一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市桜形町字中嶋三の一、五の一、一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中嶋三の一・一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市木下町字奥横根五の一〇三・五の一〇四・五の一〇七・五の一〇八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五の一〇六、五の一〇九から五の一二一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥横根五の一一四から五の一一九まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。